

島根県報

平成29年3月7日(火)

第 2,883 号 (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次	

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃	(高	齢者	畐祉	:課)	2
止の届出					
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	(畜	産		課)	2
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	(")	5
解除予定保安林	(森	林 整	備	課)	5
地籍調査の成果の認証	(用	地 対	策	課)	5
土地収用法の規定による事業の認定	(")	6
【公告】					
都市計画事業の認可 (2件)	(都	市 計	画	課)	8
都市計画事業変更の認可	(下	水道扌	推 進	課)	9
【教委告示】					
島根県指定無形文化財の保持者の認定の解除	(文	化	財	課)	9

告示

島根県告示第90号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人やすぎ福	短期入所生活介護	ソレイユショートステイあら	安来市荒島町1734番地	平成29年3月31日
祉会		しま		
社会福祉法人やすぎ福	介護予防短期入所	ソレイユショートステイあら	安来市荒島町1734番地	平成29年3月31日
祉会	生活介護	しま		

島根県告示第91号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、 同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

					西似尔州 再	
検査の種類	実施の目的		実施対象となる家畜又は その死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検	ブルセラ病の発		搾乳の用に供し、又は供	ブルセラ急速	1 松江市(旧松江市、	平成29年4
査	生予防	す	- る目的で飼育している雌	凝集反応法に	旧八雲村、旧玉湯町、	月1日から
		4	-及びこれらと同一施設内	よる検査と	旧宍道町及び旧東出雲	平成30年3
		7	ご飼育している生後90日を	し、必要に応	町の区域に限る。)、	月31日まで
		経	隆過した牛のうち、家畜保	じてエライザ	奥出雲町(旧横田町の	の間におい
		頠	建衛生所長が必要と認める	法、試験管凝	区域に限る。)、大田	て当該家畜
		4	=	集反応法又は	市(旧大田市の区域に	の所在地を
		2	種付けの用に供し、又は	補体結合反応	限る。)及び益田市	管轄する家
		供	キする目的で飼育している	法とする。	(益田市種地区、旧美	畜保健衛生
		雄	生牛及びこれらと同一施設		都町及び旧匹見町の区	所長が指定
		内	可で飼育している生後90日		域に限る。)	する日
		を	と経過した牛のうち、家畜		2及び3 当該家畜の所	
		保	保健衛生所長が必要と認め		在地を管轄する家畜保	
		る	5牛		健衛生所長が指定する	
		3	家畜保健衛生所長が必要		区域	
		ح	:認める家畜			
結核病検査	結核病の発生予	1	搾乳の用に供し、又は供	ツベルクリン	1 松江市(旧松江市、	
	防	す	- る目的で飼育している雌	皮内注射法	旧八雲村、旧玉湯町、	
		4	=及びこれらと同一施設内		旧宍道町及び旧東出雲	

/ v =) = = = v		F-7 F-7		1 // 3	
		で飼育している生後90日を		町の区域に限る。)、	
		経過した牛のうち、家畜保		奥出雲町(旧横田町の	
		健衛生所長が必要と認める		区域に限る。)、大田	
		牛		市(旧大田市の区域に	
		2 種付けの用に供し、又は		限る。)及び益田市	
		供する目的で飼育している		(益田市種地区、旧美	
		雄牛及びこれらと同一施設		都町及び旧匹見町の区	
		内で飼育している生後90日		域に限る。)	
		を経過した牛のうち、家畜		2及び3 当該家畜の所	
		保健衛生所長が必要と認め		在地を管轄する家畜保	
		る牛		健衛生所長が指定する	
		3 家畜保健衛生所長が必要		区域	
		と認める家畜			
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生	1 搾乳の用に供し、又は供	スクリーニン	1及び2 松江市(旧松	
	予防	する目的で飼育している生	グ法又はリア	江市、旧八雲村、旧玉	
		後24か月を経過した雌牛の	ルタイムPC	湯町、旧宍道町及び旧	
		うち、家畜保健衛生所長が	R法による検	東出雲町の区域に限	
		必要と認める牛	査とし、必要	る。)、奥出雲町(旧	
		2 繁殖の用に供し、又は供	に応じてョー	横田町の区域に限	
		する目的で飼育している生	ニン検査、エ	る。)、大田市(旧大	
		後24か月を経過した雌牛の	ライザ法によ	田市の区域に限る。)	
		うち、家畜保健衛生所長が	る検査、補体	及び益田市(益田市種	
		必要と認める牛	結合反応検査	地区、旧美都町及び旧	
		3 種付けの用に供し、又は	又は細菌検査	匹見町の区域に限	
		供する目的で飼育している	とする。	る。)	
		生後24か月を経過した雄牛		3から6まで 当該家畜	
		のうち、家畜保健衛生所長		の所在地を管轄する家	
		が必要と認める牛		畜保健衛生所長が指定	
		4 1から3までの牛と同一		する区域	
		施設内で飼育している生後			
		24か月を経過した牛のう			
		ち、家畜保健衛生所長が必			
		要と認める牛			
		5 発生地域の牛及び汚染地			
		域からの導入牛並びにこれ			
		らとの同居牛で家畜保健衛			
		生所長が必要と認める牛			
		6 家畜保健衛生所長が必要			
		と認める家畜			
牛海綿状脳症	牛海綿状脳症の	牛海綿状脳症対策特別措置法	エライザ法	県下全域	平成29年4
検査	発生状況及び動	(平成14年法律第70号)第6			月1日から
	向把握	条第1項の規定による届出対			平成30年3

	i	1 4 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1
		象となる牛(牛海綿状脳症対			月31日ま
		策特別措置法施行規則(平成			
		14年農林水産省令第58号)第			
		4条の規定に該当する場合を			
		除く。)			
アカバネ病検	牛のアカバネ病	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	平成29年
查	の発生予察	める牛			月1日か
チュウザン病	牛のチュウザン	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	平成30年
検査	病の発生予察	める牛			月31日ま
アイノウイル	牛のアイノウイ	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	の間にお
ス感染症検査	ルス感染症の発	める牛			て当該家
	生予察				の所在地
 イバラキ病検	牛のイバラキ病	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査		管轄する
査	の発生予察	める牛			畜保健衛
 牛流行熱検査	牛の牛流行熱の	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査		所長が指
	発生予察	める牛			する日
	めん羊及び山羊	家畜保健衛生所長が必要と認	ウエスタンブ		,
脳症検査		めるめん羊及び山羊	ロット法	7N 1 ± 9	
加州人民	脳症の発生状況	W S W T T T T T T T T T T T T T T T T T			
	及び動向把握				
正 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	馬伝染性貧血の	1 繁殖の用に供し、又は供	第 王ゲル内沙	当該党玄の正左州を答辞	
横香	発生予防	する目的で飼育している雌		する家畜保健衛生所長が	
快生	光生 7例	男の日的で即目している唯	阵汉心伝		
		-		指定する区域	
		2 種付けの用に供し、又は			
		供する目的で飼育している 			
		雄馬			
		3 前2号の馬と同一施設内			
		で飼育している馬			
		4 競馬法(昭和23年法律第			
		158号)による競馬に出場す			
		る馬			
		農林水産大臣又は知事の指定	寒天ゲル内沈	県下全域	
		する馬	降反応法		
豚コレラ検査	豚の豚コレラの	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	
	発生予防	める豚			
オーエスキー	豚のオーエスキ	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	
病検査	一病の発生予防	める豚			
豚繁殖・呼吸	豚の豚繁殖・呼	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	
器障害症候群	吸器障害症候群	める豚			
(PRRS)	の発生予防				
検査					
-		家畜保健衛生所長が必要と認			

査	の発生予防	める豚			
ニューカッス	家きんのニュー	家畜保健衛生所長が必要と認	ウイルス分離	県下全域	
ル病検査	カッスル病の発	める家きん	検査又は血清		
	生予防		学的検査		
高病原性鳥イ	家きんの高病原	家畜保健衛生所長が必要と認	ウイルス分離	県下全域	
ンフルエンザ	性鳥インフルエ	める家きん	検査又は血清		
及び低病原性	ンザ及び低病原		学的検査		
鳥インフルエ	性鳥インフルエ				
ンザ検査	ンザの発生予防				
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病の	転飼をしようとする蜜蜂	肉眼的検査又	県下全域	
	発生予防	県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が	は細菌学的検		
		必要と認めるもの	查		

島根県告示第92号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射 を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家 畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生	家畜防疫員が必要と認める	皮下注射法	県下全域	平成29年4月1日から平
	予防	牛			成30年3月31日までの間
					において当該家畜の所在
					地を管轄する家畜保健衛
					生所長が指定する日

島根県告示第93号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市湖陵町三部1498-17、1498-19、1498-34、1498-38、1530-2、1530-74から1530-76まで、湖陵町二部 2638-44、2638-46、2638-78、2638-80、2638-81、2676-47から2676-50まで

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第94号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ	調査を行った時期	成果の	D名称	調査を行った地域	認証年月日
た者の名称	明重を打りた時期	地籍図	地籍簿	明重で11つ/こ地域	10000000000000000000000000000000000000
浜田市	平成26年度~28年度	38枚	1 ∰	矢原①	平成29年2月28日
益田市	平成26年度~28年度	28枚	2 ∰	宇津川・丸茂	平成29年2月28日
安来市	平成27年度~28年度	9枚	1 冊	荒島 5	平成29年2月28日

島根県告示第95号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

西ノ島町

2 事業の種類

家畜市場整備事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字来居地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字来居地内における9,087㎡の土地を起業地とする「家畜市場整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、西ノ島町が家畜市場を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する市場に 該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である西ノ島町は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

西ノ島町は、島根半島の北東約65kmの日本海に浮かぶ隠岐諸島の中の4つの有人島のうち島前地区にある西ノ島を占め、1島で1町を形成しており、主な産業としては漁業、観光業及び畜産業が挙げられる。同町の人口は平成28年12月31日現在で2,923人で、進行する人口減少への対応が課題となっており、移住及び定住を推進していくために雇用の場を確保する必要がある。

そこで、島内の資源を活かした雇用拡大を図るため、平成27年12月に策定した総合戦略プランにおいて、基幹産業の活性化により雇用規模の拡大を図るとともに、担い手確保に向けた支援策の充実を通して安定した雇用の創造に繋げていくこととしており、畜産業の振興も推進施策の一つに掲げている。現在、畜産業は、和牛と肉用馬の繁殖経営が行われ、島内に広がる公共牧野を活用した放牧中心の低コスト生産による経営方法をとっており、多頭飼育農家の増加や農外企業の参入もあることから安定的な生産状況を維持している。

しかしながら、農家の高齢化や後継者不足により、平成10年度に65戸あった農家戸数は平成27年度には30戸にまで減少し、うち14戸の事業主が65歳以上という状況であり、主要な就業及び雇用の場である畜産業の存続が危ぶまれている。そこで、繁殖用雌牛導入等に関する助成制度の創設やホームページを活用した就農情報の発信等、担い手の確保や畜産農家の経営の安定化及び経営規模の拡大の推進に取り組んでいる。

一方、子牛等の島外出荷の拠点となる現市場は、建築から38年が経過し、腐食や雨漏り等による老朽化や狭あい 化が問題となっている。特に、大型トラックの搬出入のための必要な広さがないこと、競り後の繋ぎ場がないこと から動線が交錯しているため危険であり、作業効率の悪化を招いている。さらに、現市場の出入口に接する県道の 幅員が狭く、大型トラックの出入りに際し交通の停滞を招いており、現市場の敷地内に駐車場がないため大型トラッ クが出入口付近の待避所で待機していることから、車両の通行にも支障をきたしている。

本件事業の完成により、家畜市場における搬出入作業の効率化を図るとともに、新たな雇用の確保と新規就農者の早期経営安定や既存農家の経営規模の拡大を図ることで、畜産業の活性化と定住人口の増加を促進し、基幹産業である畜産業の振興に寄与するものと認められる。さらに、本件事業により整備された施設を活用し、研修農家の受入れを行うほか、畜産業の体験観光などを行うことで、情報発信と交流人口の拡大により人口減少の影響を緩和し、地域の活力の活性化が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、周辺環境への影響が最小限になるよう環境保全措置を講じることとしている。また、起業者が行った現地調査の結果、本件事業に係る土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づく特別な措置を講ずべき埋蔵文化財等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、3つの候補地を選定して検討が行われており、申請地は、他の2つの候補地と比較すると、住宅地等から離れており周辺環境への影響が少ないこと、幅員の広い町道への接続が容易であること、集出荷のための港からの利便性がいいこと及び事業費が少額であることから、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、西ノ島町は主要な就業及び雇用の場である畜産業において、担い手の確保や畜産農家の経営の安定及び経営規模の拡大の推進に取り組んでいるが、現市場は、施設の老朽化や狭あい化により利用者の利便性を欠いている状況から、早期に整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。 よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

西ノ島町役場 (地域振興課)

<u>公</u> 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示(平成29年中国地方整備局告示第13号)があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業3・4・46号中町瑞穂大橋線、3・4・47号藪崎城の前線及び7・7・6号京塚寺町線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示(平成29年中国地方整備局告示第14号)があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業7・5・7号神門通り線(2工区)

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 島根県出雲市大社町修理免字西原及び杵築南字川端地内

(2) 使用の部分 島根県出雲市大社町修理免字西原地先及び杵築南字川端地先

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の 事業計画変更の認可の告示(平成29年中国地方整備局告示第16号)があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 都市計画事業の種類及び名称 松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業 宍道湖東部流域下水道
- 2 施行者の名称
 - 島根県
- 3 事務所の所在地松江市東津田町 松江県土整備事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

教育委員会公告

島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第20条第1項の規定により、平成11年島根県教育委員会告示第2号で指定した次の文化財の保持者のうち1名が死亡したので、当該1名について同条例第21条第7項の規定により島根県指定無形文化財の保持者の認定は解除されたので告示する。

平成29年3月7日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

指定告示	種 別	名 称	所 在 地	保 持 者	認定解除年月日
平成11年島根県教育	工芸技術	日本刀	仁多郡奥出雲町稲原	小林貞俊(貞法)	平成29年2月17日
委員会告示第2号					